社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の資産を広告媒体として活用し、有料により広告を掲載すること(以下「有料広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条　本会が保有するものへの有料広告の掲載事業(以下「広告事業」という。)を通じて、自主財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び町民への情報提供を行うことで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第3条　広告事業を実施する資産(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

(1)　本会が発行する印刷物

(2)　その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(広告掲載の範囲)

第4条　広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3)　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4)　政治性又は宗教性のあるもの

(5)　個人の氏名を広告するもの

(6)　社会問題について主義主張するもの

(7)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(8)　美観風致を害するおそれのあるもの

(9)　その他広告を掲載することが適当でないと会長が認めるもの

2　前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、本会の広告事業掲載基準に準ずる。

(取扱窓口)

第5条　広告掲載及び寄附採納に係る事務は、当該広告媒体を所管する係において行うものとする。

(広告の規格等)

第6条　広告の規格、枠数、掲載料その他取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(広告の募集等)

第7条　広告の募集は、原則として公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条　広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、募集期間内に高根沢町社会福祉協議会広告掲載申込書（様式第1号）に広告案等必要な書類を添えて、会長に申し込むものとする。

2　申請者は、会長の承諾を得て、広告掲載に必要な手続等を広告代理業を営む者、広告看板等の製作業者又はこれらに類する者(以下「広告取扱者」という。)に代行させることができる。

(広告掲載の優先順位)

第9条　広告を掲載する優先順位は、次のとおりとする。

(1)　公益法人及びこれらに類するものの広告

(2)　私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告

(3)　前2号に該当しないものの広告

(広告掲載の決定等)

第10条　会長は第8条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2　前項に規定する決定を行うにあたり、同一の広告掲載位置に前項に規定する優先順位を同じくする複数の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3　会長は、広告掲載の可否を決定したときは、当該結果を広告掲載の申込みをした者(以下「申込者」という。)に広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該決定の内容を通知するものとする。

4　会長は、広告掲載の可否の決定を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

5　第3項の広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告料金の納付)

第11条　広告主は、掲載の決定後、広告料金を会長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条　広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸ししてはならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第13条　広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2)　広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3)　広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4)　広告の内容等が申請書の内容又は第10条第4項に規定する指示若しくは条件に適合したものであること。

2　広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1)　第10条第5項に規定する日までに、版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

(2)　第11条に規定する指定の日までに広告料金を納付しなかったとき。

(3)　広告掲載に係る手続等に広告主の虚偽が判明したとき。

(4)　掲載する広告の発行が本会運営上支障があると会長が認めるとき。

(広告料金の返還)

第15条　既に納入された広告料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなかったときは、このかぎりではない。

(広告掲載の取下げ)

第16条　広告主は、自己の都合により、高根沢町社協だより広告原稿変更申込書（様式第4号）をもって広告掲載(広報に掲載したものを除く。)の取下げを申し出ることができる。

2　前項の取下げに係る広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。

　（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか広告事業に関し必要な事項は別に定める。

(施行期日)

1　この要綱は、令和7年9月30日から施行する。